

通達甲（交. 総. 法）第9号

令和5年9月29日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務処理要綱の制定について

このたび、別添のとおり、特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務処理要綱を制定し、令和5年10月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務処理要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第15号に規定する講習（以下「特定原付運転者講習」という。）の適正かつ効果的な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 準拠

特定原付運転者講習に係る事務及び行政処分取扱いについては、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号。以下「行政処分規程」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 受講命令とは、法第108条の3の5第1項の規定による命令をいう。
- (2) 危険行為とは、令第41条の3第1項に規定する行為をいう。
- (3) 登録票とは、行政処分規程別記様式第6の2の「特定小型原動機付自転車危険行為登録票」をいう。
- (4) 交通事件原票とは、交通切符の2枚目及び反則切符の2枚目の「交通事件原票」をいう。

- (5) 特定原付運転者講習管理プログラムとは、特定原付運転者講習の対象となり得る危険行為を行った特定小型原動機付自転車（以下「特定原付」という。）の運転者（以下「特定原付運転者」という。）に関する情報の登録及び管理を行うシステムをいう。
- (6) 危険行為登録とは、特定原付運転者講習管理プログラムに危険行為を行った特定原付運転者に関する情報を登録することをいう。
- (7) 事実不存在事案とは、危険行為を行った事実がないにもかかわらず、取扱者の事実誤認等により、危険行為を行った者として取り扱われた事案又は事実の立証が不十分である事案をいう。
- (8) 結果予見等困難事案とは、危険行為により交通事故を起こした特定原付運転者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情の下において当該特定原付運転者に結果予見及び結果回避の可能性を期待することが困難であると認められる事案をいう。
- (9) 事実不存在等事案とは、事実不存在事案及び結果予見等困難事案をいう。
- (10) 危険行為登録処理結果通報とは、危険行為登録によって特定原付運転者講習管理プログラムに登録された者が受講命令の対象となった場合に警察庁から送信される通報をいう。
- (11) 命令決定通知とは、受講命令を決定した都道府県公安委員会（以下「命令決定公安委員会」という。）と受講命令の対象となる者（以下「受講命令対象者」という。）の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）とが異なる場合に、命令決定公安委員会から住所地公安委員会に対して行う受講命令を決定した旨の通知をいう。
- (12) 執行依頼とは、命令決定公安委員会が発する特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書（以下「受講命令書」という。）の交付を住所地公安委員会に依頼することをいう。
- (13) 執行依頼等とは、受講命令書の交付及び特定原付運転者講習の実施を命令決定公安委員会が住所地公安委員会に依頼することをいう。
- (14) 警察署等とは、警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び自動車警ら隊をいう。
- (15) 警察署長等とは、警察署等の長をいう。
- (16) 受講命令登録とは、特定原付運転者講習管理プログラムに受講命令書の交付を行った旨の情報を登録することをいう。
- (17) 受講済登録とは、特定原付運転者講習管理プログラムに特定原付運転者講習を実施した旨の情報を登録することをいう。
- (18) 命令違反検挙登録とは、特定原付運転者講習管理プログラムに受講命令違反で検挙した

旨の情報を登録することをいう。

4 迅速かつ的確な事務処理の必要性

- (1) 特定原付運転者講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある特定原付運転者の危険性を迅速かつ的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、危険行為登録処理結果通報を受けた場合は、速やかに受講命令を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止するものとする。
- (2) 受講命令は、特定原付運転者講習管理プログラムに登録された情報に基づいて行うものであるから、危険行為登録は迅速かつ的確に行わなければならない。

第2 登録票の作成及び送付

1 危険行為登録票作成責任者及び危険行為登録票審査責任者の指定

- (1) 警察署長等は、交通切符及び反則切符（以下「交通切符等」という。）の審査を担当する警部補の中から交通違反に係る登録票の作成者を、交通事故の捜査を担当する警部補の中から交通事故に係る登録票の作成者をそれぞれ危険行為登録票作成責任者として指定するものとする。
- (2) 警察署長等は、交通担当課長（交通機動隊、高速道路交通警察隊及び自動車警ら隊にあっては副隊長）を危険行為登録票審査責任者として指定するものとする。この場合において、警察署長等は、当該危険行為登録票審査責任者に登録票の審査及び送付に係る事務を専決させることができる。

2 違反行為を取り締まった場合の報告

- (1) 交通違反又は交通事故を取り扱う警察官（以下「取締り警察官」という。）は、違反行為をした特定原付運転者を検挙した場合又は違反行為により交通事故を起こした特定原付運転者を被疑者として送致する場合には、当該特定原付運転者に係る交通切符等、捜査報告書等のほか、別記様式第1号の「特定小型原動機付自転車交通違反取扱報告書」（以下「特定原付交通違反取扱報告書等」と総称する。）を作成して、警察署長等（危険行為登録票作成責任者経由）に報告しなければならない。
- (2) 取締り警察官は、違反行為の取扱いに際して、次の点に留意しなければならない。
 - ア 特定原付運転者から、婚姻等により過去3年以内に本籍、住所又は氏名を変更していないかを確実に聴取し、変更があった場合には、特定小型原動機付自転車交通違反取扱報告書にその旨を記載すること。
 - イ 違反行為の認定に当たっては、登録票の作成が取締り警察官の報告に基づいて行われるものであることを銘記し、事実認定を適正に行うとともに、特定原付交通違反取扱報

告書等の記載を正確に行うこと。

ウ 違反行為による交通事故を取り扱った場合において、目撃情報のない否認事件等であるため、当該交通事故の調査に相当の時間を要することが見込まれるときは、他の捜査報告書等の作成に先行して特定小型原動機付自転車交通違反取扱報告書により、警察署長等に報告を行うこと。

3 登録票の作成及び点検

- (1) 危険行為登録票作成責任者は、取締り警察官から提出を受けた特定原付交通違反取扱報告書等を確認した上、危険行為に該当すると認められるものについて、登録票を作成するものとする。ただし、交通事故に係る事案（交通切符を適用するものを除く。以下同じ。）のうち、送致不相当と認められるものについては、この限りでない。
- (2) 危険行為登録票作成責任者は、取締り警察官から提出を受けた特定原付交通違反取扱報告書等に係る違反行為について、別記様式第2号の「特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧」（以下「審査状況一覧」という。）に、特定原付交通違反取扱報告書等の受理状況、登録票の作成状況等を記載し、自所属における特定原付運転者に係る危険行為の取扱状況を適正に管理するものとする。
- (3) 危険行為登録票審査責任者は、前記（1）の規定により作成された登録票について、必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているか否かを審査し、審査状況一覧にその結果を記載するとともに、必要に応じて是正措置を講じるものとする。

4 登録票の送付

- (1) 警察署長等は、前3の（3）の規定による審査を終えた登録票を別記様式第3号の「送付書」により、交通総務課長（モビリティ戦略第一係経由）に送付するものとする。この場合において、危険行為登録票作成責任者は、審査状況一覧に送付した年月日を記載するものとする。
- (2) 前（1）の規定による送付は、原則として、その取扱いの日（交通事故に係る事案の場合は、実況見分により事実認定を行った日）からおおむね20日以内とする。ただし、危険行為を行った者の人定事項等が逃走等の事由により判明しない場合、交通事故の事実認定に時間を要する場合その他これにより難しいと警察署長等が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 登録票の送付に当たっては、事件記録の写し、交通事件原票の写し（交通切符等を適用した事案に限る。）その他事実の証明に必要な資料（以下「登録疎明資料」という。）を添付するものとする。ただし、前（2）に規定する送付期限までに必要な登録疎明資料を作

成することができない場合は、作成済みの書類のみを添付し、未作成のものについては、作成後直ちに送付するものとする。

- (4) 警察署長等は、随時、審査状況一覧の点検を行い、登録票を作成していない事案又は送付していない事案について、事件記録等により確認を行い、不適正な処理が行われることがないように努めるものとする。
- (5) 警察署長等は、登録票を送付した事案について、登録票の記載内容に変更がある場合又は危険行為登録を不適当とする事情が生じた場合は、速やかにその旨を疎明する資料を添えて、別記様式第4号の「登録変更・抹消願い」により、交通総務課長（モビリティ戦略第一係経由）に特定原付運転者講習管理プログラムに登録されている当該登録票に係る情報の変更又は抹消を依頼するものとする。

第3 特定原付運転者講習管理プログラムへの危険行為登録

1 危険行為登録審査官の指定等

- (1) 交通総務課長は、警部の階級にある者の中から危険行為登録審査官を指定し、危険行為登録に関する事務（事実不存在等事案に係るものを除く。）を専決させるものとする。
- (2) 危険行為登録審査官は、危険行為登録に関する事務を行うに当たり、必要な補助者を置くことができる。

2 登録票の受理

危険行為登録審査官は、警察署等から登録票等を受理した場合は、別記様式第5号の「特定小型原動機付自転車危険行為登録票受理簿」に所要事項を記載し、適正に管理するものとする。

3 登録審査

- (1) 危険行為登録審査官は、次の事項に留意して、送付を受けた登録票に係る危険行為について審査するものとする。
 - ア 事実認定が適正に行われていること。
 - イ 事実の証明が十分であること。
 - ウ 記載内容に誤りがないこと。
- (2) 危険行為登録審査官は、前（1）の規定による審査の結果、明らかに事実不存在等事案であると認めた場合を除き、当該審査のために危険行為登録に遅延を来すことのないように、速やかに危険行為登録を行わなければならない。
- (3) 危険行為登録審査官は、専決処理をした危険行為登録に関する事務について、月に1回、その取扱状況を取りまとめ、別記様式第6号の「特定小型原動機付自転車危険行為登録報

告書」により交通総務課長に報告するものとする。

- (4) 危険行為登録審査官は、前記（２）の規定により危険行為登録を行った事案について、登録票若しくは登録疎明資料の記載内容に不備があり、又は事実不存在等事案の可能性があり、補充調査の必要性があると認めた場合は、速やかにその補充調査を行わなければならない。
- (5) 危険行為登録審査官は、前記（１）の規定による審査の結果、登録票に係る事案が明らかに事実不存在等事案であると認めた場合は、危険行為登録を行うことなく、当該登録票に事実不存在等事案であると認めた理由を付記した上で、交通総務課長の決裁を受けるものとする。

4 登録削除

危険行為登録審査官は、前３の（４）の規定による補充調査の結果、危険行為登録をした事案が事実不存在等事案であることが判明した場合又は前第２の４の（５）の規定による警察署長等からの依頼を受けた場合は、直ちに特定原付運転者講習管理プログラムから当該事案に係る危険行為登録を行ったデータ（以下「危険行為登録データ」という。）の削除（警察署長等からの依頼が登録内容の変更の場合はその変更）を行わなければならない。この場合において、危険行為登録審査官は、前３の（５）の規定に準じて、交通総務課長の決裁を受けるものとする。

5 危険行為登録データの送信

危険行為登録審査官は、危険行為登録データを１日に１回取りまとめて警察庁に送信するものとする。

6 危険行為登録データの点検

危険行為登録審査官は、警察庁が取りまとめて当庁に送信した全国警察の危険行為登録データを点検し、当庁の危険行為登録データが警察庁の特定原付運転者講習管理プログラムにおいても間違いなく登録されていることを確認するものとする。

第４ 受講命令に向けた手続

交通総務課長は、警察庁から危険行為登録処理結果通報を受けた場合は、別記様式第７号の「受講命令対象者経過票」にその都度所要事項を記載するとともに、次に掲げる手続を執るものとする。ただし、受講命令対象者が交通事故等により下半身不随となっている場合その他今後特定原付の運転により交通の危険を生じさせるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

1 登録票及び登録疎明資料の確認

- (1) 交通総務課長は、受講命令対象者に係る危険行為に関する登録票及び登録疎明資料（以下「調査書類」という。）を再度確認するものとする。この場合において、当該危険行為の取扱いが道府県警察によるものであるときは、当該道府県警察に対し、当該危険行為に係る調査書類の送付を別記様式第8号の「特定小型原動機付自転車関係書類送付依頼書」により依頼するものとする。
- (2) 交通総務課長は、道府県警察が受講命令に係る手続を行うに際し、当該受講命令対象者に係る危険行為の取扱いが当庁によるものであり、当該道府県警察から調査書類の送付依頼があった場合は、別記様式第9号の「特定小型原動機付自転車関係書類送付票」に調査書類を添付して当該道府県警察に送付するものとする。

2 弁明の機会の付与

(1) 弁明通知書の送付

交通総務課長は、受講命令対象者に対し、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）別記様式第16号の「弁明通知書」を配達証明郵便により送付するものとする。

(2) 受講命令対象者の所在調査

交通総務課長は、送付した弁明通知書が受講命令対象者に到達することなく返送されてきた場合は、受講命令対象者の所在について所要の調査を行い、判明した住所地に再度送付するものとする。

(3) 公示送達

交通総務課長は、前（2）の調査を行ってもなお受講命令対象者の所在が判明しない場合は、弁明通知書を交付できる状態にした上で、弁明の機会を受けるべき者の氏名、弁明書の提出先及び提出期限並びに当該弁明通知書をいつでもその者に交付する旨を記載した書面を東京都公安委員会の掲示板に掲示し、掲示を始めた日（以下「公示の日」という。）から起算して2週間を経過したときに、当該弁明通知書が当該受講命令対象者に到達したものとみなして以後の手続を進めるものとする。

(4) 弁明書の提出期限

ア 弁明書の提出期限は、弁明通知書を送付した日の翌日から起算して14日目の日を指定するものとする。

イ 前記（2）の規定により弁明通知書を再度送付する場合又は前（3）の規定により公示による弁明通知を行う場合は、改めて提出期限を指定するものとする。

(5) 弁明書の受理

交通総務課長は、弁明書を受理した場合は、別記様式第10号の「弁明受理票」を作成して、受理及び審査の経過を明らかにしておくものとする。

3 弁明審査等

(1) 審査の方法

交通総務課長は、弁明書の内容について、その適否を審査するものとする。この場合において、必要があるときは、取扱いの警察署長等に調査及び報告を求めることができる。

(2) 審査結果を踏まえた措置

交通総務課長は、前(1)の規定による審査の結果、新たに事実不存在等事案であることが判明し、受講命令を行わないことが適当と認めた場合は、以後の手続を打ち切るとともに、当該事案に係る危険行為登録データについて、警察庁に削除を依頼しなければならない。この場合において、当該弁明書の提出者に当該審査の結果の通知は行わないものとする。

4 公安委員会への上申

交通総務課長は、前3の(2)の規定により受講命令の手続を打ち切る場合を除き、行政処分規程別記様式第8の7の2の「特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令上申書」に、受講命令対象者となった事実を疎明する資料として、当該受講命令対象者の行った危険行為に係る登録票その他事案に応じて必要と認められる資料を添えて、速やかに東京都公安委員会に上申し、その決定を受けるものとする。

第5 東京都内に住所地を有する者に対する受講命令の執行

1 出頭通知

(1) 交通総務課長は、東京都公安委員会が決定した受講命令を執行するに当たり、受講命令対象者に対して、電話又は郵便等により、交通総務課長が指定した場所に出頭を求める通知を行うものとする。ただし、当該受講命令対象者が、住所地を管轄する警察署への出頭を希望するとき又は交通総務課長が指定した場所への出頭には応じない場合は、当該受講命令対象者の住所地を管轄する警察署を出頭場所に指定するものとする。

(2) 出頭通知に当たっては、可能な限り、受講命令書の交付と特定原付運転者講習の受講とが同日になるように受講命令対象者と日時及び場所の調整を行い、複数回出頭することにならないように配慮するものとする。

2 特定原付運転者講習を受講すべき期間の指定

受講命令書の期間欄に記載する期間は、受講命令書の交付の日から3か月間とする。

3 受講命令書の交付

受講命令の執行は、出頭した受講命令対象者に交通総務課長が受講命令書を交付することにより行うものとする。ただし、前記1の(1)のただし書の規定により、受講命令対象者の住所地を管轄する警察署を出頭場所に指定した場合は、交通総務課長は、別記様式第11号の「受講命令書交付依頼書」に、受講命令書その他必要な書類を添付して、当該警察署の署長（以下「管轄署長」という。）に受講命令書の交付を依頼することができる。

4 受講命令書を交付する際の留意事項

- (1) 交付前に改めて受講命令書に記載漏れ又は誤りがないかを確認するものとする。
- (2) 受講命令対象者の人定事項をあらかじめ個人番号カード、自動車運転免許証、健康保険被保険者証、学生証等の身分を証明できる書類（以下「身分証明書等」という。）で確認するとともに、口頭で命令の内容及び理由を告知するものとする。
- (3) 前(2)の規定による告知の際に、受講命令対象者から命令の理由について誤りがある旨の申立てがあった場合は、次により措置するものとする。

ア 申立てが危険行為の不存在を理由とするものである場合

架空の事実について危険行為登録がなされることはない旨を説明した上で、申立ての内容に真実性があると認めるときは、人物の同一性を再調査し、確認がとれたものについて受講命令書を交付するものとする。

イ 申立てが危険行為の発生年月日又は違反名の誤りに関するものである場合

危険行為の発生年月日又は違反名について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に真実性が認められるときは、一旦、受講命令書の交付を見合わせ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再調査し、確認がとれたものについて受講命令書を交付するものとする。

ウ 申立てが危険行為に係る刑事処分の不起訴、執行猶予又は無罪を理由とするものである場合

(ア) 不起訴の場合

不起訴処分が必ずしも事実の不存在又は証拠の不十分を理由として行われるものではないことを説明した上で、事実不存在等事案を主張する明確な根拠があると認められるときは、一旦、受講命令書の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査するものとする。この場合において、事実不存在等事案であると認められるときは、受講命令書を交付してはならない。

(イ) 執行猶予の場合

執行猶予が、受講命令書の交付を妨げる理由にはならないことを説明した上で、受

講命令書を交付するものとする。

(ウ) 無罪の場合

無罪判決の有無について確認を行い、その事実が認められたときは、受講命令書を交付してはならない。

- (4) 前(3)のウの(ア)又は(ウ)の規定により、受講命令書の交付を行わなかった場合は、当該理由に係る危険行為登録データについて、警察庁に削除を依頼しなければならない。
- (5) 受講命令対象者が再三の説得にもかかわらず、受講命令書の交付に応じない場合は、当該受講命令対象者の面前で、受講命令書の記載内容を口頭で告知し、もってこれに代えるものとする。この場合において、口頭で告知を行った警察官は、その状況を明らかにした報告書を作成し、受講命令違反として検挙する場合に備えるものとする。
- (6) 受講命令書を交付する際は、受講命令を執行したことを担保するため、別記様式第12号の「特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書」(以下「受領書」という。)を受講命令対象者から徴するほか、受講日の日程調整が未了の場合には、その場で調整を行い、当該受講命令対象者に決定した受講日を受領書に記載させるとともに、受講の必要性を確実に認識させるものとする。この場合において、当該受講命令対象者から受領書を徴することができなかつたときは、報告書を作成するなどして受講命令の執行状況を明らかにするものとする。

5 受講命令書の交付依頼を受けた管轄署長の措置

- (1) 前記3のただし書の規定による受講命令書の交付依頼を受けた管轄署長は、交通担当課(島部警察署の場合は、交通担当係)の巡查部長以上の階級にある者を指定して、受講命令対象者に面接の上、前4の(1)、(2)、(5)及び(6)の規定に準じて受講命令書の交付を行わせるものとする。この場合において、受講命令対象者から命令の理由について誤りがある旨の申立てがあつた場合は、速やかに交通総務課長(モビリティ戦略第一係経由)に連絡し指示を受けるものとする。
- (2) 前(1)の受講命令書の交付は、受講命令書交付依頼書に指定された期間内に行うものとする。ただし、指定期間内に行うことができなかつた場合は、交通総務課長(モビリティ戦略第一係経由)に連絡の上、交付期間の再指定を受けるものとする。
- (3) 管轄署長は、前記(1)の規定により、受講命令書を交付した場合は、別記様式第13号の「受講命令書交付・中止結果通知書」に次の書類を添付して、速やかに交通総務課長(モビリティ戦略第一係経由)に送付するものとする。

ア 受講命令書の写し

イ 受領書

ウ 受講命令対象者の身分確認に用いた身分証明書等の写し

- (4) 管轄署長は、受講命令対象者の所在不明若しくは転出が判明した場合、又は前記（１）の規定による交通総務課長からの指示により受講命令書を交付しなかった場合は、受講命令書交付・中止結果通知書にその旨を記載し、送付を受けた受講命令書等を交通総務課長（モビリティ戦略第一係経由）に返送するものとする。

6 執行依頼等を受けた場合の措置

(1) 執行依頼等の受理

交通総務課長は、命令決定公安委員会（東京都公安委員会を除く。以下同じ。）から東京都公安委員会宛てに、東京都内（以下「都内」という。）に住所地を有する者に係る執行依頼等があった場合は、別記様式第 1 4 号の「執行依頼受理簿」に所要事項を記載するものとする。

(2) 受講命令書の交付

交通総務課長は、前記 1 及び前 3 から 5 までの規定に準じて、命令決定公安委員会から送付を受けた受講命令書の交付を行うものとする。

(3) 命令決定公安委員会への通知等

交通総務課長は、前（２）の規定により受講命令書を交付した場合は、別記様式第 1 5 号の「特定小型原動機付自転車命令執行通知書」により、その旨を遅滞なく命令決定公安委員会に通知するものとし、受講命令対象者の所在不明又は転出のため受講命令書を交付できなかった場合は、別記様式第 1 6 号の「特定小型原動機付自転車命令書返送書」により、送付を受けた受講命令書等を当該命令決定公安委員会に返送するものとする。

第 6 都内に住所地を有さない者に対する受講命令の執行

1 命令決定通知

交通総務課長は、東京都公安委員会が受講命令を決定した者について、その者が都内に住所地を有さない場合は、住所地公安委員会に対して、行政処分規程別記様式第 1 3 の 1 4 の 4 の「命令通知書」により命令決定通知を行わなければならない。

2 執行依頼等

交通総務課長は、前 1 の規定により、命令決定通知を行う場合は、併せて執行依頼等をするものとする。ただし、受講命令対象者の希望等により、これにより難いと交通総務課長が認める場合は、次によるものとする。

- (1) 受講命令対象者が都内での受講命令書の交付を希望する場合
特定原付運転者講習の実施のみを依頼すること。
- (2) 受講命令対象者が都内での特定原付運転者講習の受講を希望する場合
受講命令書の交付のみを依頼すること。
- (3) 受講命令対象者が都内での受講命令書の交付及び特定原付運転者講習の受講の両方を希望する場合
執行依頼等を行わないこと。

3 執行依頼等の適正管理

前2の規定により、執行依頼等を行う場合は、命令通知書にその旨を記載するとともに、受講命令書その他必要な書類を添付して行うものとし、その経過について、別記様式第17号の「命令執行依頼発送簿」に所要事項を記載し、適正に管理するものとする。

第7 受講命令書を交付できない場合の措置

東京都公安委員会が受講命令を決定した受講命令対象者に所在不明、服役中等の理由があり、受講命令書を交付できない場合は、当該理由が解消し、交付することができる状態に至った場合に備え、交通総務課長が当該受講命令書を保管するものとする。

第8 受講命令登録

交通総務課長は、東京都公安委員会の決定に係る受講命令書を受講命令対象者に交付した場合は、交付日（執行依頼に係る受講命令書の場合は道府県公安委員会から受講命令書を交付した旨の通知を受けた日、管轄署長に交付依頼を行った受講命令書の場合は受講命令交付・中止結果通知書により交付した旨の通知を受けた日）に遅滞なく受講命令登録を行うものとする。

第9 特定原付運転者講習の実施等

1 実施体制

(1) 講習実施者

交通総務課長は、交通総務課の警部補以上の階級にある者のうち適任と認められるものを特定原付運転者講習を行う講師に指定し、課員のうち適任と認められるものをその補助者に指定するものとする。

(2) 計画責任者

交通総務課長は、特定原付運転者講習の適正な運営を図るため、交通総務課課長代理（モビリティ戦略担当）を計画責任者に指定し、特定原付運転者講習に関する次の事務を行わせるものとする。

ア 講習計画の策定に関すること。

- イ 講習実施者等に対する指導監督及び教養に関すること。
- ウ 講習用教材の管理に関すること。
- エ 講習効果の検証及び講習内容の改善に関すること。
- オ その他講習業務の適正な運営に関すること。

2 特定原付運転者講習の実施

(1) 編成

1回の講習は、講師1人に対し受講者3人程度とし、やむを得ず受講者の人数を増やす場合には、補助者の増員を行うなどし、参加型手法を取り入れたきめ細かな講習となるように配慮するものとする。

(2) 受講日の指定

受講日については、出頭通知時、受講命令書の交付時又はその後の連絡時に、別途定める講習計画を受講命令書の交付を受けた者（以下「被命令者」という。）に提示の上、調整して指定するものとする。

(3) 受付及び講習手数料の徴収

受付は、講習開始時刻の30分前から開始するものとし、受講者から別記様式第18号の「特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書」の提出を受けた上で、講習手数料を徴収するものとする。この場合における講習手数料の取扱いは、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）及び東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）の定めるところにより、その適正を期するものとする。

(4) 受講者の確認等

前（3）の受付に当たっては、受講者が被命令者本人であるかを身分証明書等により確認すること。

(5) 講習内容

特定原付運転者講習は、講義式で行うものとし、その内容は次のとおりとする。

ア 交通ルール等に係る理解度チェック

開始時における交通ルールの理解度を小テスト形式で確認すること。

イ 被害者及び被害者遺族等の声

特定原付の事故の被害者及び被害者遺族等の手記等から、受講者に特定原付の事故の悲惨さを認識させること。

ウ 違反行為の事例紹介及び危険性の疑似体験

受講者が犯しやすい違反行為及び事故事例を選定して紹介するとともに、視聴覚教材

による疑似体験により、違反行為の危険性を理解させること。

エ 特定原付運転者の責任

特定原付の事故に伴う損害賠償義務等について説明し、特定原付運転者の責任の重大性を認識させること。

オ 特定原付の交通ルール

特定原付の通行方法に係る基本的ルール等について説明すること。

カ 危険行為に関する学習

受講者が起こしやすい特定原付の事故の場面について、受講者自身の考え方等を記述させた上で、討議を行い、危険行為の危険性等を認識させること。

キ 交通ルールに係る理解度の再チェック

学習した交通ルールの理解度を小テスト形式により再確認すること。

ク 講習の総括

特定原付運転者講習を通して気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文の作成及び発表をさせ、講師が講評すること。

(6) 受講者に対する配慮

講習実施者は、次の点に留意して、講習効果が上がるように努めなければならない。

ア 受講者が受講に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了まで、威圧的な言動は避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。

イ 必要により通訳、手話、筆談等の方策を講じ、受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めること。

ウ 受講者の違反歴等の個人情報が他の受講者に知られることのないように、受講者のプライバシーに配慮した方法で実施すること。

3 終了証書の交付

(1) 交通総務課長は、特定原付運転者講習を終了した者（以下「講習終了者」という。）に対し、別記様式第19号の「特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書」（以下「終了証書」という。）を交付し、その副本を保管するものとする。

(2) 交通総務課長は、講習終了者が、終了証書の亡失、滅失、毀損等により再交付を求める場合は、別記様式第20号の「特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書再交付申請書」により申請をさせた上で、前（1）の副本の写しを交付するものとする。

4 受講済登録

交通総務課長は、被命令者に対して、特定原付運転者講習を実施した場合は、その日のう

ちに特定原付運転者講習管理プログラムに受講済登録を行うものとする。

第10 特定原付運転者講習の催促等

1 受講予定日に特定原付運転者講習を受講しなかった場合

交通総務課長は、被命令者が受講予定日に特定原付運転者講習を受講しなかった場合は、当該被命令者と協議の上、定められた期間内に再度受講日を決定し、被命令者に必ず受講するように促すものとする。

2 受講命令書で指定した期間内に特定原付運転者講習を受講しなかった場合

交通総務課長は、前1の規定により特定原付運転者講習の受講を促したにもかかわらず、被命令者がこれに従わず、期間内に受講しなかった場合は、次により措置するものとする。

- (1) 被命令者に連絡し、期間内に特定原付運転者講習を受講しなかった旨を伝えるとともに、受講できなかった理由について確認すること。
- (2) 受講できなかった理由が真にやむを得ない事情であると認められる場合は、当該事情の解消後に再度合理的な受講期間を指定し、当該期間内に必ず受講するように指導すること。
- (3) 受講できなかった理由が真にやむを得ない事情であると認められない場合又は再度指定した受講期間内にも受講しなかった場合であっても、本制度の趣旨を踏まえ、受講を可能な限り促すこと。
- (4) 再三の催促にもかかわらず、なお受講しない場合は、交通執行課長と協議の上、被命令者を受講命令違反として検挙すること。
- (5) 被命令者を受講命令違反として検挙した場合は、命令違反検挙登録を行うこと。
- (6) 命令違反検挙登録をしたデータ（以下「検挙登録データ」という。）に誤り等が判明したときは、検挙登録データを訂正し、又は削除すること。
- (7) 警察庁が取りまとめて当庁に送信した全国警察の検挙登録データを点検し、当庁の検挙登録データが警察庁の特定原付運転者講習管理プログラムにおいても間違いなく登録されていることを確認すること。

3 検挙を踏まえた証拠化

交通総務課長は、前1及び2の規定により特定原付運転者講習を受講するように促した場合は、受講命令違反として検挙することを想定し、別記様式第21号の「講習受講連絡経過票」に必要事項を記載し、受講の催促を行ったにもかかわらず受講しなかったことの証拠化を図るものとする。

第11 受講命令違反事件の引継ぎ

1 受講命令違反事件の引継ぎ

交通総務課長は、受講命令違反として刑事手続に移行する場合は、被命令者に係る登録票、登録疎明資料、受講命令書（交付済みの場合はその写し）、受講命令対象者経過票、講習受講連絡経過票その他事実の証明に必要な資料を添えて、交通執行課長に事件を引き継ぐものとする。

2 受講命令違反事件の処理

交通総務課長から受講命令違反事件を引き継いだ交通執行課長は、基本書式により、東京地方検察庁に送致するものとする。

第12 書類の保存期間

受講命令に係る書類の保存期間は、次のとおりとする。

1 危険行為に関する文書

危険行為をした日から4年

2 受講命令を執行した事案に関する文書

受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から4年

3 受講命令を決定したものの受講命令書が未交付である事案に関する文書

受講命令を決定した日から3年

長殿

係
階級 氏名

特定小型原動機付自転車交通違反取扱報告書

下記のとおり、特定小型原動機付自転車に係る 交通違反 交通事故 を取り扱ったから報告する。

記

違反日時	年 月 日 午 時 分頃		
違反場所	東京都		
違反者 人定 事項	本籍・国籍		<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他
	住所		<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他
	フリガナ 氏名		<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他
	生年月日	年 月 日生 (歳) 男・女	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他
	電話番号	自宅 携帯	
違反名			
運転免許証	<input type="checkbox"/> 有 (免許番号) <input type="checkbox"/> 無		
過去三年以内の異動事項	旧本籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他
	旧住所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他
	フリガナ 旧氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他
備考			

注 備考欄には、次の事項を記載すること。
 (1) 交通切符及び反則切符扱いの場合は、切符番号
 (2) 基本送致等の場合は、事件番号
 (3) 各項目の確認方法が「その他」の場合には、具体的な確認方法
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 2 号

特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧

番号	違反者氏名	報告書受理年月日	違反年月日	登録票作成	登録票一連番号	審査結果	送付年月日
		年 月 日	年 月 日	有・無			年 月 日
		年 月 日	年 月 日	有・無			年 月 日
		年 月 日	年 月 日	有・無			年 月 日
		年 月 日	年 月 日	有・無			年 月 日
		年 月 日	年 月 日	有・無			年 月 日
		年 月 日	年 月 日	有・無			年 月 日
		年 月 日	年 月 日	有・無			年 月 日
		年 月 日	年 月 日	有・無			年 月 日
		年 月 日	年 月 日	有・無			年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第3号

通知（ ）第 号
年 月 日

交通総務課長殿

長

送 付 書

下記の者に対する特定小型原動機付自転車危険行為登録票を次のとおり送付する。

No.	氏 名	切符番号 又は 事件番号	違 反 日	備 考

送付者	受領者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

通知（ ）第 号
年 月 日

交通総務課長殿

長

登録変更・抹消願い

下記のとおり事実 誤認 事案が発覚したことから、特定小型原動機付自転車危険
 不存在

行為登録の 変更 抹消 を願いたい。

記

本籍	
住所	
氏名等	年 月 日生
危険行為発生日時	
登録票記載の危険行為違反名	
変更又は抹消の内容	
変更又は抹消の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号

特定小型原動機付自転車危険行為登録票受理簿

受理番号	登録票受理日	所属一連番号	違反者氏名	違反年月日	切符番号 事件番号	審査日	審査結果	審査者	登録日	登録者	登録番号	審査官
	年 月 日	-----		年 月 日	切符 / 事件	年 月 日	登録可 登録不可		年 月 日			
	年 月 日	-----		年 月 日	切符 / 事件	年 月 日	登録可 登録不可		年 月 日			
	年 月 日	-----		年 月 日	切符 / 事件	年 月 日	登録可 登録不可		年 月 日			
	年 月 日	-----		年 月 日	切符 / 事件	年 月 日	登録可 登録不可		年 月 日			
	年 月 日	-----		年 月 日	切符 / 事件	年 月 日	登録可 登録不可		年 月 日			
	年 月 日	-----		年 月 日	切符 / 事件	年 月 日	登録可 登録不可		年 月 日			
	年 月 日	-----		年 月 日	切符 / 事件	年 月 日	登録可 登録不可		年 月 日			

- 注1 所属一連番号欄には、特定小型原動機付自転車危険行為登録票の作成所属及び登録票一連番号を記載すること。
 2 審査者欄及び登録者欄には、補助者として実際に審査又は登録を行った事務担当者が、審査官欄には、危険行為登録審査官がそれぞれ記名又は押印すること。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

交通総務課長 殿

危険行為登録審査官

特定小型原動機付自転車危険行為登録報告書

特定小型原動機付自転車危険行為登録について下記のとおり報告する。

期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
件 数	1 危険行為登録 件 2 事実不存在等事案 件 3 再調査下命 件
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

受 講 命 令 対 象 者 経 過 票

(1枚目)

通 報 番 号		
通 報 年 月 日		年 月 日 ()
通 報 受 理 番 号		
危険行為日時(1回目)		年 月 日 午 時 分
危 険 行 為 種 別		<input type="checkbox"/> 交通違反扱い <input type="checkbox"/> 交通事故扱い ()
危険行為日時(2回目)		年 月 日 午 時 分
危 険 行 為 種 別		<input type="checkbox"/> 交通違反扱い <input type="checkbox"/> 交通事故扱い ()
受 講 命 令 対 象 者	本 籍	
	住 所	
	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日 生
	電 話 番 号 携 帯 電 話	
	そ の 他	
弁 明 の 機 会 の 付 与	弁 明 通 知 書 発 出 年 月 日	年 月 日
	弁 明 通 知 番 号	
	弁 明 通 知 書 発 送 者	
	弁 明 通 知 書 返 送 受 理 年 月 日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 宛先不明 <input type="checkbox"/> 受領拒否 <input type="checkbox"/> その他
	弁 明 書 受 理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	弁 明 書 受 理 年 月 日	年 月 日
	弁 明 審 査	<input type="checkbox"/> 容認 <input type="checkbox"/> 容認せず <input type="checkbox"/> 却下
	そ の 他 特 記 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(2枚目)

出頭通知経過	出頭通知日時	年 月 日 午 時 分
	出頭示達者	
	対応状況	
	出頭予定日時	年 月 日 午 時 分
	出頭予定場所	鮫洲試験場・府中試験場・交通安全教育センター・警視庁本部 その他（ ）
	講習予定日時	年 月 日 午 時 分
	講習予定場所	鮫洲試験場・府中試験場・交通安全教育センター・警視庁本部 その他（ ）
受講命令執行経過	受講命令年月日	年 月 日
	命令期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	命令執行者	
	命令番号	
	命令執行状況	
	命令登録年月日	年 月 日
	命令登録者	

(3枚目)

執行依頼	命令通知書 発送年月日	年 月 日
	執行依頼先	公安委員会
	命令書返送書 受理年月日	年 月 日
講習関係	講習受講年月日	年 月 日
	講習場所	鮫洲試験場・府中試験場・交通安全教育センター・警視庁本部 その他（ ）
	講師	
	受講済登録年月日	年 月 日
	受講済登録者	
未受講対応	未受講連絡年月日	年 月 日
	連絡者	
	未受講理由	<input type="checkbox"/> 理由なし <input type="checkbox"/> 理由あり }
	講習期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	講習予定日時	年 月 日 午 時 分
	講習予定場所	鮫洲試験場・府中試験場・交通安全教育センター・警視庁本部 その他（ ）
	督促状況	講習受講督促経過票のとおり
その他		

第 号
年 月 日

殿

警視庁交通部交通総務課長

特定小型原動機付自転車関係書類送付依頼書

下記の者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令のため、下記の危険行為に関する調査書類が必要であることから送付願いたい。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
危険行為	違反名 (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	

注 宛先は、道府県警察本部の受講命令に関する事務を担当する所属の長とすること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 号
年 月 日

殿

警視庁交通部交通総務課長

特定小型原動機付自転車関係書類送付票

依頼のあった下記の者の危険行為に関する調査書類について送付する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
危険行為	違反名 (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	

注 宛先は、道府県警察本部の受講命令に関する事務を担当する所属の長とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

弁 明 受 理 票

	受 理 年 月 日	年 月 日
	担 当 者	
提 出 者 氏 名		
弁 明 通 知 書 発 出 日		
弁 明 通 知 書 番 号		
弁 明 書 提 出 期 限		
弁 明 の 要 旨		
備 考		

審 査 結 果

	処 理 年 月 日	年 月 日
	担 当 者	
	審 査 結 果	<input type="checkbox"/> 容 認 <input type="checkbox"/> 容 認 せ ず <input type="checkbox"/> 却 下
審 査 内 容		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

通知 () 第 号
年 月 日

警察署長殿

交 通 総 務 課 長

受 講 命 令 書 交 付 依 頼 書

次の者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書の交付を依頼する。
記

受 講 命 令 対 象 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名 等	年 月 日生
交 付 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
送 付 書 類	1 特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書 2 特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書 3 特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書交付要領 4 受講命令書交付・中止結果通知書	
参 考 事 項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

東京都公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

受講の日時及び場所については、
 別途調整します。
 下記のとおりとします。

日時	年 月 日 午前 時 分 から 午後
場所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

交通総務課長 殿

警察署長

受講命令書交付・中止結果通知書

依頼のあった特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書の交付結果について、次のとおり関係書類を添えて通知する。

記

受講命令対象者の氏名等	年 月 日生	
結 果	<input type="checkbox"/> 交付 (年 月 日交付) <input type="checkbox"/> 中止 (年 月 日決定)	
中止の理由		
添 付 書 類		
<input type="checkbox"/> 交付したとき	<input type="checkbox"/> 中止したとき	
1 特定小型原動機付自転車運転者講習 受講命令書の写し 2 特定小型原動機付自転車運転者講習 受講命令書受領書 3 身分確認に用いた自動車運転免許証 等の写し	1 特定小型原動機付自転車運転者講習 受講命令書 2 特定小型原動機付自転車運転者講習 受講命令書受領書	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第14号

執行依頼受理簿

受理 番号	受 理 年 月 日	命 令 公安委員会	命令公安委員会 受講命令担当課	命令公安委員会 担当者氏名	通 報 番 号	違反者氏名	受講命令書 交付年月日	命令執行通知書 又は命令書返送書 の送付年月日	備 考
	年 月 日						年 月 日	<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	
	年 月 日						年 月 日	<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	
	年 月 日						年 月 日	<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	
	年 月 日						年 月 日	<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	
	年 月 日						年 月 日	<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	
	年 月 日						年 月 日	<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	

注 命令公安委員会とは、受講命令を決定した道府県公安委員会をいう。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

号
年 月 日

公安委員会 殿

東京都公安委員会

特定小型原動機付自転車命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被命令者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日～ 年 月 日)
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

号
年 月 日

公安委員会 殿

東京都公安委員会

特定小型原動機付自転車命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第17号

命令執行依頼送簿

発送 番号	発送年月日	住 所 地 公安委員会	受講命令担当課	担 当 者 氏 名	通 報 番 号	違 反 者 氏 名	命令執行通知書又 は命令書返送書 の受理年月日	受 講 命 令 登録年月日	講 習 受 講 期 間	備 考
	年 月 日						<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	年 月 日	月 日～ 月 日	
	年 月 日						<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	年 月 日	月 日～ 月 日	
	年 月 日						<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	年 月 日	月 日～ 月 日	
	年 月 日						<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	年 月 日	月 日～ 月 日	
	年 月 日						<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	年 月 日	月 日～ 月 日	
	年 月 日						<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	年 月 日	月 日～ 月 日	
	年 月 日						<input type="checkbox"/> 命令執行通知書 <input type="checkbox"/> 命令書返送書 年 月 日	年 月 日	月 日～ 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第18号

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書

東京都公安委員会 殿

私は、道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する講習の受講を申し出ます。

年 月 日

住所

氏名

年 月 日生（ 歳）

受講命令日	年 月 日
受講日	年 月 日
受講場所	・警視庁本部 ・交通安全センター ・運転免許試験場（ 鮫洲 府中 ）
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日、道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを
証明する。

年 月 日

東京都公安委員会

講習受講連絡経過票

通 報 番 号	
通 報 受 理 番 号	
住 所	
氏 名	
備 考	

受 講 連 絡 経 過	回 数	年 月 日	受 講 指 定 日	連 絡 状 況	受 講 予 定 日	扱 者
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					

注 受講連絡経過欄は適宜増減することができる。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。